

社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会

令和7年度「社協会費」にご協力お願いいたします

多治見市社会福祉協議会は、“誰もが安心して暮らすことができる福祉のまち”を目指し、“地域住民のみなさまによる、より良い地域社会づくり”をサポートするさまざまな地域福祉事業を実施しています。身近なところの地域福祉事業は、みなさまからの会費が財源になっています。

社会福祉事業協力金

社会福祉事業協力金は、**すべての世帯**に協力をお願いしております。
社協の事業や共同募金、日赤への社資として社会福祉の推進に使わせていただきます。

協力金の納入方法

区長会を通じてもしくは個別にてご協力をお願いしております。
※個別の方は振込 または 総合福祉センターにて直接ご協力
いただくことができます。

一世帯あたり 950円

社協会費	320円
共同募金	280円
日赤社資	350円
※目安の金額です	

会費で参加できる地域福祉 ～ご協力の目安～

特別会費(個人の方)……………1口 2,000円～

賛助会費(法人・事業所・団体の方)……1口 5,000円～

※特別会費・賛助会費は社会福祉事業協力金とは別に、随時募集しております。
ご賛同いただける方は多治見市総合福祉センター窓口もしくは
お電話(0572-25-1131)にてご連絡ください。



● 社協会費は税制上の優遇措置を受けることができます

個人の場合

寄付金・会費はその一部が所得税及び住民税から控除されます。「所得控除制度」と「税額控除制度」のいずれかが適用されます。
(年間で2,000円を超える寄付が対象です。)

法人の場合

法人(賛助会員)による寄付金については、法人税法上の損金算入ができます。
会費の合計額、または特別損金算入限度額のうち、いずれか少ない金額を損金算入することができます。特別損金算入限度額を超える場合、その超える金額は一般寄付金の損金算入限度額内で損金に算入することができます。

詳しくは右記の二次元バーコードまたは本会ホームページからご覧いただけます。



問い合わせ・受付

企画総務課 電話 (25)1131 〈担当〉岩島